

議案第 9 2 号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 6 2 年川崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

新川崎駅周辺自転車等駐車場

」

を

「

新川崎駅周辺自転車等駐車場

平間駅周辺自転車等駐車場

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

平間駅周辺自転車等駐車を設置するため、この条例を制定するものである。